株主各位

兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号株式 会 社 ウ ィ ル 代表取締役坂 根 勝 幸

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年3月26日(木曜日) 当社営業時間終了のとき(午後7時)までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成27年3月27日(金曜日)午後1時
- 2.場 所 兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号 当社 3 階会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
 - 報告事項 1. 第20期(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第20期(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.wills.co.jp)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年1月1日から) 平成26年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、デフレ脱却に向けた各種政策により円高の是正及び株価の上昇が進み、企業業績の改善並びに個人消費にけん引される形で底堅く推移しておりましたが、消費税増税の反動からの持ち直しに想定より時間を要するなど、景気回復のペースは緩やかなものにとどまりました。

不動産関連業界におきましては、新設住宅着工戸数が前期比9.0%減と5年ぶりに減少するなど、新築住宅市場においては消費税増税及び建築コスト高騰の影響を大きく受けました。更に、中古住宅市場においても、消費マインド停滞の影響から近畿圏における中古住宅の取扱件数は前期比0.5%減少いたしました。

このような環境のなかで当社グループにおきましては、「中古住宅×リフォーム×FP業務(住宅ローン代行・損害保険紹介)」をはじめとした事業の掛け合わせにより、生産性の向上並びに市場シェア拡大に取り組み、成長と効率化を同時に追求することで企業価値を相乗的に高めてまいりました。

まず、ワンストップサービスの販売窓口を増やすことを目的に、新規流通店舗(神戸市東灘区)の出店並びにインターネット媒体に経営資源を投下いたしました。そのうえで、事業連携のシナジー最大化とともに、各事業の営業効率及び顧客単価の向上に取り組み、来店顧客に対する成約率の向上並びにリピート顧客の獲得など、収益性を強化いたしました。

また、開発分譲事業においては、仕入競争の激化に伴い仕入価格が高騰するなか、流通店舗にストックされた購入見込みの顧客情報並びに仕入案件の物件情報など、質の高い営業資源を活用することで、事業効率の向上により収益力を強化いたしました。

更に、現在は使われていない老舗の料理旅館(昭和54年築)を取得し、 当社グループのリノベーションノウハウを活用して、学生向けのシェアハウスとして生まれ変わらせるプロジェクトを始動させ、学生からリノベーション案を募集し、学生とともに企画・運営方法を具現化させるなど、市場創生並びに地域活性にも取り組みました。

以上の取り組みにより、消費税増税の反動減をはじめとした市況悪化の影響は想定内にとどまるとともに、外部環境の変化を想定した各事業の強化戦略が奏功した結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高4,901百万円(前期比29.4%増)、営業利益583百万円(同16.7%増)、経常利益550百万円(同19.2%増)、当期純利益333百万円(同7.2%増)となり、各利益において過去最高益を更新いたしました。

報告セグメントの概況は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
流 通 事 業	745	15. 2	8.8
リフォーム事業	1, 256	25. 6	31. 2
開発分譲事業	2, 565	52. 4	38. 7
受 託 販 売 事 業	65	1.4	△9.1
不動産取引派生事業	227	4.6	9.0
そ の 他	40	0.8	199. 8
合 計	4, 901	100.0	29. 4

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(流通事業)

流通事業におきましては、新規店舗(神戸市東灘区)の出店並びにインターネット媒体の集客力強化に取り組みましたが、景気動向の不透明感並びに消費マインドの低下により、来店顧客数は前期比3.0%減少いたしました。しかしながら、前期から開始した住宅売却のシェア拡大戦略が奏功し、住宅売却の取扱件数が前期比23.7%増加したことにより、販売物件の確保並びに手数料効率が向上いたしました。

また、様々な営業研修等の実施により来店顧客に対する成約率が向上したことで、リフォームの受注件数並びにFP業務における取扱件数の増加にも寄与し、グループ全体の生産性が向上いたしました。

この結果、売上高は5年連続で過去最高を記録し745百万円(前期比8.8%増)、営業利益は3年連続で過去最高を更新し250百万円(同6.1%増)となりました。

(リフォーム事業)

リフォーム事業におきましては、流通事業で中古住宅を購入された顧客に対し、パッケージ型の既製リフォームではなく、顧客ごとのニーズに対応した空間創造型のオーダーメイドリフォームにより、住まい・暮らしにおける「らしさ」を提供してまいりました。

また、顧客ターゲットを一次取得者層から富裕層までに拡大したこと、並びに女性セミナーの定期開催による市場創出に取り組んだ結果、契約件数は前期比42.2%増加いたしました。

更に、現場ごとに行っていた施工管理業務を組織体系化することで、同時進行する現場を俯瞰的に管理し、現場間で職人を調整するなど、工事現場数の増加にも問題なく対応した結果、引渡件数は前期比48.9%増加いたしました。

この結果、売上高は6年連続で過去最高を記録し1,256百万円(前期 比31.2%増)、営業利益は5年連続で過去最高を更新し244百万円(同 14.0%増)となりました。

(開発分譲事業)

開発分譲事業におきましては、グループ内の販売部隊が有するマーケティング力を活かし、設備・仕様のグレードアップ並びに効果的な販売戦略を実現することで物件力を強化した結果、引渡件数が前期比37.3%増加いたしました。更に、協力業者数を増加させることで工期の安定化並びに建築費等の原価圧縮にも取り組み、収益性を確保いたしました。

また、流通店舗に集まる売却情報を活かした相対交渉により、仕入 競争が激化するなか、適正価格での仕入が可能となりました。更に、 流通店舗にストックされた住宅購入見込みの顧客情報を活かすことで、 集客コストの削減及び早期販売による事業効率並びに収益性が向上い たしました。

この結果、売上高は2,565百万円(前期比38.7%増)、営業利益は 178百万円(同25.2%増)となりました。

(受託販売事業)

受託販売事業におきましては、都心エリアと郊外エリアで販売価格の二極化が鮮明になる新築市場において、人員配置の見直しによる生産性向上を図るとともに、近畿圏における人気のベッドタウンに特化して販売物件を受託してまいりました。また、駆け込み需要の反動減が長引く注文住宅市場に比べて、分譲住宅市場においては底堅く推移するとともに、建物フリープランに対応した営業手法が奏功し、契約件数は前期比3.8%増加いたしました。

この結果、売上高は65百万円(前期比9.1%減)、営業利益は35百万円(同39.6%増)となりました。

(不動産取引派生事業)

不動産取引派生事業におきましては、不動産購入の取扱件数増加に 伴い、FP業務の取扱件数も前期比で9.8%増加いたしました。また、 FP業務とセットで紹介する損害保険代理店手数料も前期比22.2%増 加するなど、ワンストップサービスのシナジー効果により顧客単価を 高め、収益性が向上いたしました。

更に、これまでに蓄積したノウハウ・顧客情報を活用し、住宅ローンの借換え相談並びに生命保険・損害保険の紹介等を入り口として、住宅の住み替え及びリフォーム等の潜在需要を喚起し、リピート顧客の獲得にも取り組みました。

この結果、売上高は2年連続で過去最高を記録し227百万円(前期比9.0%増)、営業利益は5年連続で過去最高を記録し158百万円(同22.1%増)となりました。

(その他)

その他の事業におきましては、平成26年7月に株式会社ウィルスタジオを設立し、販促業務の内製化で蓄積したノウハウ・デザイン力を活かして、広告代理業を本格的に開始いたしました。これにより、制作物のスポット受注にとどまらず、物件企画・販促戦略、更には企業ブランディングまでの受注を目指し、受注単価の向上にも取り組みました。

また、流通店舗2階の遊休スペースを活用し、平成26年4月に大阪大学・神戸大学合格専門塾「志信館」を開校し、新たな顧客層への知名度向上並びに様々なネットワーク構築に取り組みました。なお、既存店舗の空きスペースを教室に利用しており、改装に伴う費用等を計上しております。

この結果、売上高は40百万円(前期比199.8%増)、営業損失は8百万円(前期は営業利益4百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、242百万円であります。

その主なものは、学生向けシェアハウス用の物件取得等153百万円及び岡本営業所出店に伴う改装費用等15百万円、並びに教育事業開始に伴う教室2か所の改装費用等29百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、開発分譲事業の新規プロジェクトなどの運転資金に充当するため、金融機関より1,085百万円の短期借入金、並びにシェアハウス用の物件取得資金等として、金融機関より567百万円の長期借入金を調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第 17 期 (平成23年12月期)	第 18 期 (平成24年12月期)	第 19 期 (平成25年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成26年12月期)
売 上	高 (百万円)	3, 045	3, 179	3, 786	4, 901
経常利	益 (百万円)	195	345	461	550
当 期 純 和	刘 益(百万円)	248	326	311	333
1株当たり当期	純利益 (円)	21. 96	28. 83	27. 54	29. 51
総資	産 (百万円)	2, 661	2, 973	3, 471	3, 789
純 資	産 (百万円)	623	931	1, 209	1, 482
1株当たり純貧	資産額 (円)	55. 16	82. 35	106. 98	131. 09

- (注) 1. 当社グループは、第19期より連結計算書類を作成しておりますので、 第17期・第18期につきましては、連結財務諸表の数値を記載しており ます。
 - 2. 第19期につきましては、事業間シナジーの最大化戦略が奏功し、業績の拡大及び収益性の向上により、7期ぶりに過去最高の経常利益を計上いたしました。なお、当期純利益においては、過年度に計上した繰越欠損金の損益通算による影響が減少しております。
 - 3. 第20期(当連結会計年度)につきましては、事業間シナジーの最大化 戦略の継続とともに、ワンストップサービスの販売拠点となる流通店 舗を新規出店し、営業エリアを拡大いたしました。これにより、成長 及び効率を同時に追求することで企業価値が相乗的に高まった結果、 各利益において過去最高益を更新いたしました。
 - 4. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 17 期 (平成23年12月期)	第 18 期 (平成24年12月期)	第 19 期 (平成25年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成26年12月期)
売 上	高 (百万円)	2, 624	2, 210	2, 300	2, 759
経常利	益 (百万円)	173	227	242	277
当期純君	利 益(百万円)	231	236	152	172
1株当たり当期	純利益 (円)	20. 44	20. 94	13. 46	15. 26
総資	産 (百万円)	2, 597	2, 818	3, 051	2, 926
純資	産 (百万円)	567	785	904	1,016
1株当たり純	資産額 (円)	50. 15	69. 44	80.00	89. 86

- (注) 1. 第17期につきましては、事業収益構造の転換が奏功し、各事業の収益性向上により、営業利益、経常利益はいずれも増益となりました。また、安定した収益基盤の再構築により、税務上の繰越欠損金等に対する繰延税金資産を計上いたしました。更に、たな卸資産及び有利子負債の圧縮、並びに当期純利益の積上げにより自己資本比率も改善するなど、財務体質の健全化も実現しております。
 - 2. 第18期につきましては、流通店舗を基軸とした事業間連携の強化戦略が奏功し、営業効率及び生産性が向上するなど、ワンストップ体制の深化により強固な収益基盤を構築いたしました。また、事業収益構造の最適化に伴い、資産効率の向上並びに財務体質の健全性が高まりました。
 - 3. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会	社	名	出資比率	主 要 な 事 業 内 容			
株式会社	:ウィル空間ラ	デザイン	100.0%	リフォーム事業			
株式会	社リノウ	エスト	100.0%	開発分譲事業			
株式会社コミュ	ウィルフィナ ニ ケ ー シ	ンシャルョンズ	100.0%	ファイナンシャルプランニング業務			
株式	会 社	土 遊	100.0%	リフォーム事業			
株式会	社ウィルス	タジオ	100.0%	広告代理業務			

(注) 平成26年7月7日に株式会社ウィルスタジオを設立し、同社を連結子会社 といたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、各種政策が経済を後押しし、景気は緩 やかに回復するものと予想しております。そのようななか、当社グルー プは、高い成長を持続するために、収益性並びに資産効率を重視した経 営戦略により、更に強固な収益基盤を構築する必要があると考えており、 以下の施策を実践してまいります。

① 主要事業領域における競争力強化

主要地域である阪神間・北摂地域を中心に、「住まい・暮らし」を キーワードとした「人生に関わる総合サービス企業」を目指すという 理念のもと、不動産事業を中心としたサービスの幅を広げていくこと を基本的なスタンスとし、流通事業をはじめリフォーム事業、開発分 譲事業、受託販売事業等の不動産関連事業の競争力強化を図ってまい ります。具体的な戦略は以下のとおりであります。

イ. 地域密着による事業基盤の強化

当社グループは、顧客に対する「住まいのワンストップサービス」を提供するうえで、流通事業を事業戦略上の要と位置づけており、店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客層別の志向等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、各事業へ適時適切に活用することで事業基盤の強化を図ってまいります。

また、平日のみを利用して不動産の購入をされる顧客に対し、当社通常仲介手数料の30%をキャッシュバックするサービスの浸透・拡充を図ることにより、平日の営業稼働率を向上させるとともに、地域における同業他社との差別化、優位性の確保等によるシェアの拡大を目指してまいります。

ロ. リフォーム事業における事業基盤の安定

当社グループは、あらゆる販売窓口へ来店された顧客に対し、「住まいのワンストップサービス」の提供を実践しており、そのなかでも、流通事業の店舗で展開しております中古住宅の購入と同時にリフォームを行うという提案は、顧客からの支持も厚く、高いシナジー効果を生んでおります。

また、優良な中古住宅のストックを活用した住環境の整備を目指し、中古住宅及びリフォーム市場への国策も強化されております。このような環境を背景に、今後益々流通事業との連携強化を図ることで、その取扱件数の増加を図り、中古住宅の購入時にはリフォームをセットで考えることが、住まい探しのスタンダードとして認知されることを目指し、他の追随を許さない独自のビジネススタイルを構築してまいる所存です。

ハ. 開発分譲事業における財務リスクの低減と物件力の強化

フィービジネス及びリフォーム事業の売上割合を高め、収益基盤を移行させることにより、財務体質の強化を図る前提のもと、リスクの許容範囲内において、地域ごとの需要に合わせた戸建分譲開発を推進してまいります。そのため、流通事業の店舗展開により収集・把握した地域ごとの顧客ニーズ並びに不動産情報を、開発分譲事業における戸建分譲の開発用地選定及び企画段階から販売計画に至るまで反映させ、顧客のニーズを的確に捉えた「オリジナリティある空間」・「住まい」を創造し、需要に即した供給を実施してまいります。

② 人材の獲得と育成

当社はこれまで原則新卒採用により人員強化を図っており、今後についても、当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。近年激化する採用市場において、従来型の受動的な採用手法から脱却し、既存資産(事業・人材)を活用したネットワーク採用により、優秀な人材へ能動的にアプローチしてまいります。

また、社員一人ひとりの営業スキル、ノウハウを向上させ、お客様からの信頼を得ることをテーマとして、研修制度の充実により人材育成を図るとともに、各事業の管理職層の強化にも努め、経営判断のスピードアップを図ってまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

更なる業容拡大、企業価値向上を目指すために、企業倫理・コンプライアンスについて全役職員が共通の認識を持ち、一人ひとりが的確で公正な意思決定を行う風土を醸成する仕組みを整備してまいります。特に、宅地建物取引業法、建築基準法等の関係法令については最新の動向を常に把握し遵守に努めてまいります。また、株式上場企業として、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制の周知・徹底を図ってまいります。

④ 資金調達の多様化

開発分譲事業の事業戦略並びに流通店舗の新規出店など、想定される様々な資金需要に対して、直接金融・間接金融を問わず資金調達手段の多様化を図ることにより、適時適切な資金調達を実現し、今後の事業展開を円滑に進めてまいります。また、強固な収益基盤及び財務体質の向上をもとに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいる所存であります。

(5) **主要な事業内容**(平成26年12月31日現在)

当社グループは、流通事業、リフォーム事業、開発分譲事業、受託販売事業及び不動産取引派生事業を主な事業としております。

当社グループの各事業の内容は、次のとおりであります。

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容
流 通 事 業	店舗を構え、不動産の売買仲介等を行っております。
リフォーム事業	店舗に来場し中古住宅を購入された顧客に対して、空間をデザインする提案型の営業からリフォームを受注し、設計・積算・施工管理までを一元管理で運営しております。
開発分譲事業	新築戸建住宅の企画・開発・販売を一貫して行っております。
受託販売事業	自社店舗を構えず、外部事業主の代理として販売活動、契約締 結等を行っております。
不動産取引派生事業	他の事業から派生し、主に不動産購入者に対し、住宅ローンの 事務代行、損害保険及び生命保険の紹介業務などのファイナン シャルプランニング業務、並びに引越業者等の紹介業務を行っ ております。また、販売物件の商品企画及び広告代理業務等を 行っております。

(6) **主要な営業所**(平成26年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本				社	兵庫県宝塚市
宝	塜		本	店	兵庫県宝塚市
JII	西	営	業	所	兵庫県川西市
箕	面	営	業	所	大阪府箕面市
豊	中	営	業	所	大阪府豊中市
伊	丹	営	業	所	兵庫県伊丹市
塚	П	営	業	所	兵庫県尼崎市
岡	本	営	業	所	神戸市東灘区
ハシ	ウ ジ ョ ン	ン ý 宝 塚	ス 戻 示	場	兵庫県宝塚市

(注) 岡本営業所は平成26年2月より営業を開始しております。

② 子会社

株式会社ウィル空間デザイン	兵庫県宝塚市
株式会社リノウエスト	大阪府豊中市
株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ	兵庫県宝塚市
株式会社遊	神戸市東灘区
株式会社ウィルスタジオ	兵庫県宝塚市

(注) 平成26年7月7日に株式会社ウィルスタジオを設立しております。

(7) 従業員の状況(平成26年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事	 	業		X		Ź	分	従	業	員	数	前連結会計年度末比 増 減
流		通		事			業		4	7 (:	2)名	_
IJ	フ	才	_	A		事	業		1	8 (-	-)	_
開受	発託	分販		譲売	事事	:	業業		1	0 (1)	1名減
不	動産	取	引	派	生	事	業		5	5 (1)	1名減
そ			0)				他		3	3 (1	1)	3名増
全	社	(共	通	!)		1	5 (:	3)	2名減
É	1					Ē	Ħ		9	8 (1	8)	1名減

(注) 臨時従業員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

贫	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
		73名	7	1名減		3	0.6歳	Š	5.7年

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年12月31日現在)

	借					入					先		借	入	額
株	式	会	社	三	菱	東	京	U	F	J	銀	行		357	7百万円
株	5	式	会	:	社		徳		島	鉗	Ę	行		341	l
株	式	会	社	日	本	:]	汝	策	金	融	公	庫		32	L
株	式	会	社	関	西		P	_	バ	ン	銀	行		158	3

2. 会社の現況

(1)株式の状況(平成26年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

40,000千株

② 発行済株式の総数

11,308千株

③ 株主数

1,242名

④ 大株主(上位10名)

株	主	4	<u> </u>	持 株	数	持株比率
株式	会社同	岡本 俊	人	4,000	千株	35. 37%
岡	本	俊	人	2, 556	千株	22.61%
ウィ	ル従業	員 持 株	会	1, 048	千株	9. 27%
浜	本	憲	至	182	千株	1.61%
花	谷	幸	夫	158	千株	1.40%
阪	上	照	_	123	千株	1.09%
垂	谷	保	明	123	千株	1.09%
友	野		泉	114	千株	1.01%
宮	前	いず	み	112	千株	0.99%
株式	会社S	B I 証	券	84	千株	0.75%

⁽注) 持株比率は自己株式 (66株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成26年12月31日現在)

地 位	氏 名	ž	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	坂 根 勝	幸	
代表取締役	友 野	泉	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社遊取締役 株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニ ケーションズ取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役
取締役	岡本俊	人	株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役 株式会社ウィル空間デザイン代表取締役 株式会社遊取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役
取 締 役	包	賢	株式会社リノウエスト代表取締役
取 締 役	佐 藤 慎二	郎	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社遊代表取締役
常勤監査役	宮 前 いず	 ``み	株式会社遊監査役 株式会社ウィル空間デザイン監査役 株式会社リノウエスト監査役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニ ケーションズ監査役 株式会社ウィルスタジオ監査役
監査役	垂 谷 保	明	公認会計士・税理士
監査役	赤澤敬	之	弁護士

- (注) 1. 監査役垂谷保明氏及び監査役赤澤敬之氏は、会社法第2条第16号に 定める社外監査役であります。
 - 2. 監査役垂谷保明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役垂谷保明氏及び監査役赤澤敬之氏の重要な兼職の状況は、後 記③の社外役員に関する事項に記載しております。
 - 4. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役垂谷保明氏及び監査役赤澤敬之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 平成26年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり異動して おります。

氏			名	異	動	前	異	動	後
坂	根	勝	幸		取締役 流通営業グループマネー ジャー(営業統括担当)		代表取	締役	
岡	本	俊	人	代表取	双締役社長		取締役		

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	員	数	報酬等の額
取			締			役		4 名	65百万円
監			査			役		3 名	18百万円
(う	5	社	外	監	査	役)		(2 名)	(7百万円)
合						計		7 名	83百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の員数は5名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成15年7月4日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成15年7月4日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 監査役垂谷保明氏は、開成公認会計士共同事務所の共同代表及び 株式会社情報企画の社外監査役であります。開成公認会計士共同事 務所及び株式会社情報企画と当社との間には特別の関係はありませ ん。

監査役赤澤敬之氏は、赤沢・井奥法律事務所の代表であります。 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 垂谷保明	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。 公認会計士としての見識に基づき、主として会計の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 赤澤敬之	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会12回全てに出席いたしました。 弁護士としての見識に基づき、主として法律の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第 2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3 回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりま す。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 平成26年10月1日付をもって、太陽ASG有限責任監査法人から 名称変更しております。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の 業務以外の業務に係る報酬等の支払はありません。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に 区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の 額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合のほか、会計監査人としての適正な職務の執行に支障がある場合など、必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い企業倫理観を持って 事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- イ. 就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実 に法令、規程及び通達を遵守し、適正な職務の遂行に専念すべき義 務を定める。
- ロ. 企業倫理については、企業倫理憲章を策定し、ウィルグループ全て の役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
- ハ. 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンスの意識付け、モラルの保持、適正な開示に関する検討等を行うため、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図る。
- ニ. より風通しの良い企業風土の創生に努め、グループ各社内における 法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、取締役及び社員が直 ちに報告できる体制をとり、早期発見、早期対応に努める。
- ホ. 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理に関する研修を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ 効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- イ. 文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。)、その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書管理規程等を策定する。
- ロ. 文書の整理保存の期間については、法令に定めるもののほか、業務 に必要な期間保存するものとし、取締役及び監査役は必要に応じて これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- イ. ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、不測の 事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする「対策本部」 を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、統括して危機への対応を行 う。
- ロ. ウィルグループが一体となってリスクマネジメントを行うため、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの未然防止に取り組むとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、リスク管理規程を策定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運 党を行うため、以下の取り組みを行う。

- イ. 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を 定める業務分掌規程を策定する。
- ロ. 取締役会規程を定め、毎月1回以上開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- ハ. ウィルグループを統括・調整・効率的かつ効果的なグループ経営を 推進するため、幹部会議を定期的に実施する。

⑤ ウィルグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、ウィルグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、ウィルグループが適正な事業運営を行い、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- イ. 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- ロ. 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- ハ. 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- ニ. 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行う。
- ホ. 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における 当該社員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する社員を置くもの とする。
- ロ. 監査役に補助の任命を受けた社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
- ハ. 監査役の補助を行う社員の人事異動、懲戒、評価等については、監 査役の意見を尊重して対処するものとし、当該社員の取締役からの 独立性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行う。

- イ. 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - a. 管理職会議で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼした事項、又は及ぼす恐れのある事項
 - c. 月次決算報告
 - d. 内部監査の状況
 - e. 法令・定款等に違反する恐れのある事項
 - f. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- ロ. 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、 それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- ハ. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、「暴力団、総会屋、えせ右翼行為、えせ同和行為、ブラック・ジャーナリズム等の違法・不当な行為を行う団体、個人」を反社会的勢力と位置づけ、以下のとおり当該勢力の経営活動への関与防止及び被害防止のための体制を構築しております。

イ. 基本姿勢

当社は、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と係わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないことであると強く認識し、当社役職員においては社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示す。

また、反社会的勢力から不当な要求がなされた場合にもこれに屈 することなく、毅然とした態度で臨むことを、対応方針とする。

ロ. 取引相手の調査と報告に関する体制

新規取引を行う場合には、当該申請部門は「業者チェックシート」 に次の調査結果を添付し、代表取締役まで提出する。

- a. 日本経済新聞社がインターネット上で提供する、会員制ビジネス情報サービス「日経テレコン21」において、帝国データバンクの企業信用調査(または東京商工リサーチ)を取得する。また、同サービスにおいて、新聞及び雑誌の記事検索を実施し、犯罪に関係する記事、逮捕歴等の不良情報の有無を確認する。
- b. 記事検索結果において、犯罪性、逮捕歴等の不良情報の記事に該当するものが存在した場合には、同一人物(または同一法人)かどうかを確認し、同一人物と判断される場合には、総務チームに申告し、同チームにおいて警視庁及び道府県警組織犯罪対策本部または財団法人暴力団追放センターの相談窓口にて、詳細な情報の収集を行う。記事検索において該当がない場合でも、相手方の人相、風体、話し振り等により疑念が生じた場合も、同チームに照会を依頼する。

ハ. 社員への教育、指導

- a. 上記内容及び不審者との面談時の注意点をまとめた「反社会的 勢力への対応マニュアル」を全営業所・販売センターに配布す る。
- b. 社内教育は入社時及び定期的に(少なくとも年1回)実施し、 継続的に注意を促すものとし、不審な人物からアプローチがあ った場合は、直ちに総務チームへ連絡するよう、社員を指導す る。

連結貸借対照表

(平成26年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科 目 金 額
資 産 の	部	負 債 の 部
流 動 資 産	2, 186	流 動 負 債 1,699
現金及び預金	885	買 掛 金 346
売 掛 金	253	短 期 借 入 金 666
販売用不動産	542	1年内返済予定の長期借入金 201
未成工事支出金	423	
繰延税金資産	43	未 払 法 人 税 等 182
そ の 他	38	その他 303
固 定 資 産	1, 597	固 定 負 債 607
有 形 固 定 資 産	1, 511	長期借入金 603
建物及び構築物	390	リース債務 1
機械装置及び運搬具	4	資産除去債務 2
土 地	1, 105	
リース資産	2	負 債 合 計 2,306
そ の 他	8	純資産の部
無形固定資産	26	株 主 資 本 1,482
のれん	12	資 本 金 269
そ の 他	13	資本剰余金 190
投資その他の資産	59	利 益 剰 余 金 1,022
そ の 他	59	
繰 延 資 産	5	自 己 株 式 △0
そ の 他	5	純 資 産 合 計 1,482
資 産 合 計	3, 789	負債純資産合計 3,789

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年1月1日から) 平成26年12月31日まで)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売 上 高			4, 901
売 上 原 価			3, 904
売 上 総 利 :	益		997
販売費及び一般管理費			414
営業利 3	益		583
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当会	金	0	
そ の 1	也	3	3
営業外費用			
支 払 利 /	息	35	
そ の 1	也	0	36
経 常 利 3	益		550
税金等調整前当期純利:	益		550
法人税、住民税及び事業	税	221	
法 人 税 等 調 整 %	額	△5	216
少数株主損益調整 [当期 純利]	前 益		333
少数株主利	益		_
当期純利:	益		333

⁽注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から) 平成26年12月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本		A fe War afe A and
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当連結会計年度期首残高	269	190	750	_	1, 209	1, 209
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△61		△61	△61
当 期 純 利 益			333		333	333
自己株式の取得				△0	△0	△0
当連結会計年度変動額合計	-	-	272	△0	272	272
当連結会計年度末残高	269	190	1,022	△0	1, 482	1, 482

⁽注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - イ. 連結子会社の数 5社
 - ロ. 連結子会社の名称

株式会社ウィル空間デザイン

株式会社リノウエスト

株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ

株式会社游

株式会社ウィルスタジオ

上記のうち、株式会社ウィルスタジオについては、当連結会計年度 において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の状況 非連結子会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな知資産

販売用不動産・未成工事支出金は、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く) に関しては、定額法によっております。

建物以外に関しては、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年

構築物 10年~15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間 (5年) に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価 償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零 とする定額法を採用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期間のものを除く)

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ. その他の工事

工事完成基準

- ④ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象 外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しており ます。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

販売用不動産	382百万円
未成工事支出金	367百万円
建物及び構築物	344百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	1,060百万円
計	2,154百万円

百万円)を同社に担保として提供しております。

② 担保に係る債務

短期借入金 593百万円 長期借入金 693百万円 (うち1年内返済予定 167百万円) 計 1,287百万円

上記のほかに、全国不動産信用保証株式会社が行う当社顧客に対す る手付金の保証行為に対し、当社が保有する保証基金預り証(額面1

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

282百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類 当連結会計年度期首の株式		当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,308千株	-千株	-千株	11,308千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	-千株	0千株	-千株	0千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配 当 金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年3月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	61百万円	5円40銭	平成25年12月31日	平成26年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌 連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年3月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	66百万円	5円90銭	平成26年12月31日	平成27年3月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達についてはその資金需要特性、金融市場環境、長期又は短期の別等を総合的に勘案し、主に金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は一切行わない方針であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、担当部署において随時入金管理、遅延状況の把握を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。 借入金は、主に営業目的及び事業戦略上の投資資金として調達したも のであり、流動性リスクが存在しますが、担当部署において資金繰り状 況の適時適格な把握を行うとともに、取引金融機関との緊密な情報交換 に努め、手許資金の流動性維持等によりリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの 差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが 極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	885	885	_
資産計	885	885	_
① 短期借入金	666	666	_
② 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	804	806	1
負債計	1, 471	1, 473	1

(注) 金融商品の時価算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 短期借入金

短期借入金の時価については、短期間で決済されるものであるため、 時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており ます。

② 長期借入金(1年内返済予定を含む) 長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入 を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し ております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

131円09銭 29円51銭

- 6. **重要な後発事象に関する注記** 該当事項はありません。
- 7. その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表 (平成26年12月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科 目	金 額
資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	1, 226	流動負債	1, 003
現金及び預金	494	買 掛 金	163
売 掛 金	108	短期借入金	398
販売用不動産	321	1年内返済予定の長期借入金	156
未成工事支出金	233	未 払 金	25
前 払 費 用	7		94
繰延税金資産	23		
その他	38	未払法人税等	93
固定資産	1, 694	前 受 金	8
有形固定資産	1, 485	預 り 金	16
建 物 構 築 物	395 5	そ の 他	46
機械及び装置	0	固定負債	906
車両運搬具	3	長期借入金	902
工具、器具及び備品	8	リース債務	1
土 地	1,070	資産除去債務	2
リース資産	2		
建設仮勘定	0	負 債 合 計	1, 910
無形固定資産	11	純 資 産 の	
ソフトウエア	10	株 主 資 本	1, 016
そ の 他	1	資 本 金	269
投資その他の資産	196	資 本 剰 余 金	190
関係会社株式	90	資 本 準 備 金	190
出 資 金	0	利 益 剰 余 金	556
長 期 貸 付 金	50	その他利益剰余金	556
長期前払費用	4	繰越利益剰余金	556
その他	52		
繰 延 資 産	5	自己株式	Δ0
そ の 他	5	純 資 産 合 計	1, 016
資 産 合 計	2, 926	負 債 純 資 産 合 計	2, 926

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年1月1日から) 平成26年12月31日まで)

(単位:百万円)

	科	目	金	額
売	上高			2, 759
売	上 原 価			2, 214
	売 上 総 利 益			545
販	売費及び一般管理費			327
	営 業 利 益			218
営	業 外 収 益			
	受取利息及び配当金		0	
	受 取 家 賃		8	
	受 取 手 数 料		82	
	そ の 他		0	91
営	業 外 費 用			
	支 払 利 息		32	
	そ の 他		0	32
	経 常 利 益			277
	税引前当期純利益			277
	法人税、住民税及び事業税		105	
	法人税等調整額		Δ1	104
	当 期 純 利 益			172

⁽注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から) 平成26年12月31日まで)

(単位:百万円)

			株	主 資	本			
		資本	剰 余 金	利益	剰 余 金			
	資本金	金資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
		貝平平浦立	合 計	繰越利益剰 余金	合 計			
当 期 首 残 高	269	190	190	444	444	_	904	904
当期変動額								
剰余金の配当				△61	△61		△61	△61
当期純利益				172	172		172	172
自己株式の取得						△0	△0	△0
当期変動額合計	_	_	_	111	111	△0	111	111
当 期 末 残 高	269	190	190	556	556	△0	1, 016	1, 016

⁽注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ② たな卸資産

販売用不動産・未成工事支出金は、個別法による原価法(貸借対照 表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算 定しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物 (建物附属設備を除く) に関しては、定額法によっております。 建物以外に関しては、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年構築物10年~15年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間 (5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事(工期がごく短期間のものを除く)

工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

- ② その他の工事工事完成基準
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外 消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

販売用不動産	267百万円
未成工事支出金	209百万円
建物	345百万円
構築物	4百万円
機械及び装置	0百万円
土地	1,060百万円
	1,889百万円

計 ② 担保に係る債務

短期借入金 326百万円 長期借入金 643百万円 (うち1年内返済予定 122百万円) 計 969百万円

上記のほかに、全国不動産信用保証株式会社が行う当社顧客に対する手付金の保証行為に対し、当社が保有する保証基金預り証(額面1百万円)を同社に担保として提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

285百万円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社リノウエスト

318百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

 ① 短期金銭債権
 45百万円

 ② 長期金銭債権
 50百万円

 ③ 短期金銭債務
 1百万円

 ④ 長期金銭債務
 305百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高 売上高 仕入高

販売費及び一般管理費営業取引以外の取引高

146百万円 136百万円 1百万円 8百万円 97百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

柞	朱式の)種類	種類 当事業年度期首の株式数		当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	-千株	0千株	-千株	0千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸評価損3百万円未払賞与10百万円その他13百万円繰延税金資産合計28百万円

繰延税金負債

 その他
 △0百万円

 繰延税金負債合計
 △0百万円

 繰延税金資産の純額
 28百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の 修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更になります。

この税率変更に伴う影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

	1 4	11/	リカ氏		T 1							
種	類	会 :	社 等	の称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高 (百万円)		
						当社仲介物件のリフ	経営指導・ 事務代行	33	未収入金	3		
子	会 社	株式会ウィル	社 空間デザ	イン	(所有) 直接100.0	ォーム設計・施工管理 役員の兼任 経営指導・事務代行	資金の借入	100	長期借入金	250		
						資金の借入	借入の返済	20	区别旧八金	200		
						当該会社の物件を当 社が仲介 役員の兼任 を営指導・事務代行 直接100.0 資金の貸付	資金の貸付	50	長期貸付金	50		
							社が仲介 役員の兼任 経営指導・事務代行 資金の貸付	社が仲介	資金の借入	50	長期借入金	_
子	会 社	株式会リノ	*社 ウェク	۲ ,	(所有) 直接100.0			借入の返済	50	及朔旧八亚		
							金融機関 係 保 証	318	_	_		
							金融機関保供	68	-	-		
子	会 社	ャルコシ	社 レフィナ: コミュニ・ コ	ケーズ	(所有)直接100.0	当社顧客のFP業務等 役員の兼任 経営指導・事務代行 資金の借入	資金の借入	20	長期借入金	55		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末 残高には借入金及び貸付金を除いて消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ① 取引につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - ② 金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - ③ 債務保証につきましては、保証料等は発生しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

89円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

15円26銭

8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月20日

株式会社ウィル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員
公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 荒井 巌 卿

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監杏音見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社ウィル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月20日

株式会社ウィル

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行計員 公認会計士 高 木 勇 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員
公認会計士 荒井 巌 ⑥

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属 明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、 各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、 以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定赦に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて記明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月23日

株式会社ウィル 監査役会

 常 勤 監 査 役 宮 前 い ず み 回

 社 外 監 査 役 垂 谷 保 明 回

 社 外 監 査 役 赤 澤 敬 之 回

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大及び財務体質の強化を目的とした内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を考慮し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき5円90銭 総額66,716,811円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14条(招集権者および議長)並びに第22条(取締役会の招集権者およ び議長)に定める、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締 役社長から代表取締役に変更するものであります。
 - (2)経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第21条(代表取締役お よび役付取締役) 第2項に定める、役付取締役に取締役会長を定める ことができる旨を追加するものであります。

変

2. 変更の内容

行

現

変更の内容は次のとおりであります。

款

定

ときは、取締役会においてあらかじ

め定めた順序に従い、他の取締役が

取締役会を招集し、議長となる。

(下線部分は変更箇所を示しております。) 更

ときは、取締役会においてあらかじ

め定めた順序に従い、他の取締役が

取締役会を招集し、議長となる。

(招集村	権者および議長)	(招集村	権者および議長)
第14条	株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招	第14条	株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招
	集し、議長となる。		集し、議長となる。
2	<u>取締役社長</u> に事故があるときは、取	2	<u>代表取締役</u> に事故があるときは、取
	締役会においてあらかじめ定めた順		締役会においてあらかじめ定めた順
	序に従い、他の取締役が株主総会を		序に従い、他の取締役が株主総会を
	招集し、議長となる。		招集し、議長となる。
(代表耳	反締役および役付取締役)	(代表耳	取締役および役付取締役)
第21条	(条文省略)	第21条	(現行のとおり)
2	取締役会は、その決議によって、取	2	取締役会は、その決議によって、取
	締役社長1名、専務取締役、常務取		<u>締役会長1名、</u> 取締役社長1名、専
	締役各若干名を定めることができ		務取締役、常務取締役各若干名を定
	る。		めることができる。
(取締行	 投会の招集権者および議長)	(取締征	公会の招集権者および議長)
第22条	取締役会は、法令に別段の定めある	第22条	取締役会は、法令に別段の定めある
	場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招		場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招
	集し、議長となる。		集し、議長となる。
2	<u>取締役社長</u> に欠員または事故がある	2	<u>代表取締役</u> に欠員または事故がある

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当 社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオ プションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任 することにつき、承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第1号及び第3号の報酬等に該当します。当社は、平成15年7月4日開催の当社臨時株主総会において取締役報酬限度額につきましては年額150百万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて年額40百万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認をお願いするものであります。

さらに、当社監査役に対する新株予約権付与は、会社法第387条第1項の報酬等に該当します。当社は、平成15年7月4日開催の当社臨時株主総会において監査役報酬限度額につきましては年額50百万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、この報酬枠内にて年額10百万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

本件新株予約権の付与対象者のうち、当社の取締役は4名であり、監査役は1名であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役の、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役及び監査役の報酬等として相当であると存じます。

- 2. 新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとする。
- 3. 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。
- 4. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 400,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件 新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的た る株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数につい ては、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

4,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役に付与する新株予約権は1,776個、当社監査役に付与する新株予約権は444個をそれぞれ上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の 算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は 切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>分割・併合の比率</u>

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 = 調整前 ×· 行使価額 行使価額

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より平成37年3月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本 金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増 加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じ たときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本 準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定め る増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社 の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただ し、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員 が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締 役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③その他権利行使の条件は、平成27年3月27日開催の当社第20回定時 株主総会決議及びその後開催する取締役会決議に基づき、当社と新 株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めると ころによる。

- (7) 新株予約権の取得の条件
 - ①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議によ る承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に、以下に定める株 式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の 比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものと する。
 - ①合併(当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部 または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割 新設分割により設立する株式会社
 - 新設分割により設立する株式会社 ④株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集 新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるもの とする。
- 5. 新株予約権の公正価額の算定方法

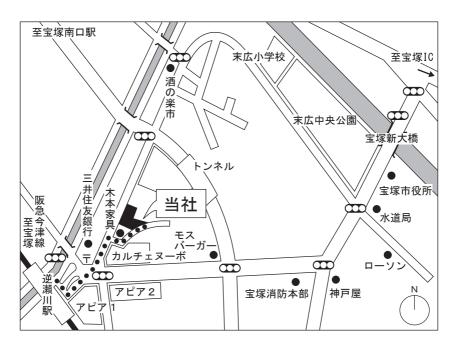
新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

メーモ

......

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号 当社3階会議室 TEL 0797-74-7272



交通 阪急今津線逆瀬川駅下車 徒歩約3分

*阪急西宮北口駅からお越しの場合、宝塚行きのホームをご利用ください。阪急今津線には(今津行き)と(宝塚行き)の2種類のホームがございますので、ご注意ください。